

## 仕様書

(適用)

第1条 この仕様書は、地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立中央病院（以下 中央病院）が発注する、常用発電設備高圧機器整備に適用するものであり、本仕様書に明記なき一般事項については、甲乙協議により決定するものとする。

(修繕業務の目的)

第2条 山梨県立中央病院常用発電設備2基のエンジンの高圧機器の更新を行い、機能維持を図るものである。

(対象設備)

第3条 本修繕業務の対象設備は次のとおりである。

- ・ コージェネレーション常用発電設備 (MGS816TAE) 2台  
 定格：6.6kV 出力：400kW ×2基  
 発電設備製造元：株式会社明電舎  
 エンジン製造元：神鋼造機株式会社

(施工内容)

第4条 本修繕業務の内容は次のとおりである。

### 1 高圧機器整備

1号機発電機盤、2号機発電機盤、1号機送出遮断器盤、2号機送出遮断器盤、1号補機変圧器盤、2号補機変圧器盤の既存電気部品（高圧機器類）を撤去し、同仕様で新製取替を行う。  
 交換部品は別紙「交換部品一覧表」を参照のこと。

### 2 点検及び試験

高圧機器整備完了後、発電機の試運転及び電気点検を行うものとする。なお、点検及び試験はすべてコージェネレーション常用発電設備2台分とする。

- ・ 始動確認
- ・ 自動運転、遮断試験
- ・ 盤内清掃、各部目視点検、端子緩み確認等
- ・ 絶縁抵抗測定
- ・ 保護装置動作確認
- ・ その他、点検基準に基づく電気点検

### 3 産業廃棄物処分

本業務で発生した産業廃棄物及びそれらに類するものは、すべて請負者が処分するものとする。

(施工の原則)

第5条 本業務の実施に当たっては、仕様書、請負契約書に基づいて行うものとし、これらに明記なき事項、疑問が生じたときには監督員と協議しなければならない。

(施工条件)

第6条 施工期間中、作業は原則平日昼間とし、院内の電力使用状況については常に配慮を行うものとする。整備ならびに試運転に必要な電力、水、ガス等は発注者が無償で支給するものとする。

(作業場の留意点)

第7条 下記の点に留意し、作業を行うものとする。

- 1 作業を行う前に監督員と綿密な打合せを行うこと。
- 2 作業は他の機器や設備に損害を与えないように行うこと。
- 3 試験点検で使用する機器等については、全て請負者が用意すること。
- 4 試験点検中に部品の破損、紛失等が生じた場合は、請負者の責により取替を行うこと。
- 5 作業の結果不具合を発見した場合は、監督員と協議し、軽微なものについては修理、調整を行うこと。
- 6 本仕様書に記されていない事項であっても、装置の機能上当然必要とされる点検試験等については行うこと。
- 7 安全対策には万全を期すこと。
- 8 作業実施日については、監督員と協議するものとする。

(保証期間)

第8条 本業務における整備対象機器の保証期間については、中央病院の取扱いに起因する損傷等の場合を除き、検収の日から1年とする。保証期間中に故障が生じた場合で、その故障が明らかに請負者の責に帰す材料、設計、製作または施工工事の欠陥に起因すると両者が判断したときは、請負者は無償で遅延なく本機の修理もしくは改造又は原契約に基づく条件で部品の納入を行うものとする。

但し、保証期間であっても、消耗品、流用した部品の不具合、この部品が原因となった故障及び災害等不可抗力または不法行為が原因となった故障、損傷についてはこの限りでない。代表的な消耗品は次のとおりとする。

【代表的な消耗品】

各種ガスケット（シリンダーヘッドガスケットを除く）、パッキン、ゴム類、各種フィルター、エレメント、燃料類、潤滑油類、油脂類、バッテリー、ランプ・ヒューズ等一般消耗品

(工事完成図面の納品)

第9条 請負者は原則として、次の書類を業務報告書として提出しなければならない。

- 1 施工計画書
- 2 実績工程表
- 3 完成図面
- 4 機器取扱説明書
- 5 写真帳
- 6 履行報告書

上記について必要のない項目については、協議の上省略することができるものとする。